# 令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東吾妻町役場

## １．全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員 | １００．３　％ |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | １２２．３　％ |
| 全職員 | ７０．６　％ |

## ２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 本庁課長相当職 | １７４．３　％ |
| 本庁課長補佐相当職 | ９６．８　％ |
| 本庁係長相当職 | ９７．４　％ |
| 本庁係員相当職 | １０４．９　％ |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| ３６年以上 | ９５．７　％ |
| ３１～３５年 | ９４．１　％ |
| ２６～３０年 | ９３．２　％ |
| ２１～２５年 | ９２．５　％ |
| １６～２０年 | １０２．７　％ |
| １１～１５年 | １１０．３　％ |
| ６～１０年 | ９８．５　％ |
| １～５年 | １３２．１　％ |

【説明欄】

男女の給与の差異＝女性の平均年間給与÷男性の平均年間給与で算出している。

任期の定めのない常勤職員：一般職員
任期の定めのない常勤職員以外の職員：再任用職員及び会計年度任用職員

診療所医師（女性）について、本庁課長相当職・勤務年数２年の項目で区分しているため、該当項目の給与の差異に影響が出ている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。